平成２５年（フ）第７１２号
埼玉県川口市西青木５丁目11番19号　メゾン西青木202号
債務者　大久保純子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区15棟406号、旧住所埼玉県草加市八幡町1187番地３
債務者　増田美智子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
静岡県富士宮市万野原新田3560番地の６　サンヴィレッジ橋本305
債務者　佐野　博文
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２１９号
愛知県岡崎市森越町字郷前３番地５
債務者　山本　康司
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
熊本市北区龍田６丁目13番17―101号　シャルム101
債務者　松田　直子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４３４号
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内688番地
債務者　川口　直美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間の変更

平成２５年（フ）第１９５号
千葉県我孫子市天王台６丁目20番14号―101号　オサダハウス
破産者　永山　　芳
1　当裁判所が平成25年５月２日午後５時になした標記事件の決定中、免責意見申述期間を「平成25年９月６日まで」と変更する。
2　決定年月日　平成25年７月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１３号
宮崎県串間市大字西方7311番地
破産者　有限会社原金物店
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６３号
鹿児島県枕崎市栄中町154番地
破産者　岩下　良子
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８２５号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目22番12号
破産者　久保　昭弘
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９７１号
札幌市東区北13条東12丁目３番５号　ハッピーハイツ201号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町７条４丁目５番28号　インフィニティ74―101号
破産者　能戸八千代
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３号
盛岡市中太田屋敷田64番地２
破産者　藤原　勝郎
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８７号
秋田市泉中央２丁目26番２号　サンステージ大橋１号
破産者　小野　文男
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０号
名古屋市中村区塩池町１―４―13、住民票上の住所名古屋市中村区塩池町１丁目２番７号　シャトー塩池105号
破産者　小林　　浩
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７６１号
大阪市東淀川区東中島１丁目19番14号　ドムール新大阪503号、前住所大阪市淀川区十三東３丁目19番19号
破産者　尾崎　一朗
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５９号
大阪府寝屋川市松屋町13―８　香里グランド日光ハイツ1406、開始決定時の住所京都府木津川市木津瓦谷13番地１
破産者　片山勇二郎
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７２号
大阪市東成区大今里１丁目３番21号、前住所大阪市大正区三軒家東１丁目12番22―905号
破産者　笹田　美和
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部